

法制審部会が中間試案

離婚後親権 3案併記

「共同」「単独」議論隔たり

子育てに関する法制度の見直しを巡り、法相の諮問機関「法制審議会」の家族法制部会は15日、両親が離婚した後も双方の親に親権を認める「共同親権」について、原則的に認める▽例外的に認める▽認めずに現行の「単独親権」を維持する3案を併記した中間試案を公表した。12月初旬にもパブリックコメント（意見公募）に付する。

親権は一般的に、子供の身の回りの世話をする「監護権」や、子供の財産や契約などを管理する「財産管理権」を束ねたものとされる。婚姻中は両親が保有するが、現行法では、両親が離婚後は一方のみに認める単独親権となっている。

「子の利益」論点どう整理

来月にも意見公募

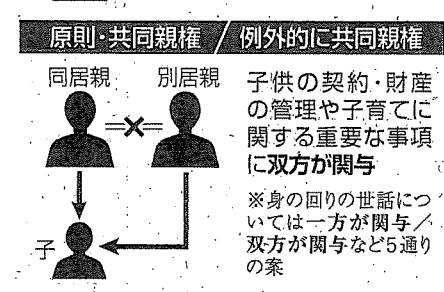
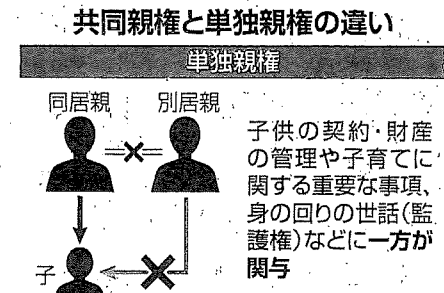
部会では、離婚後も双方に親権を認める共同親権を認めるか否かが最大の論点となってきたが、委員の間で意見の隔たりが大きく3案を併記した。12月初旬にもパブリックコメント（意見公募）に付する。

法制審議会の家族法制部会が公表した中間試案。離婚後の親権に関し、共同親権と単独親権の単純な「二者択一」ではなく、例外規定を設けて細かく選択肢を提示する形となった。意見集約が難しかったことの裏返しともいえるが、法務省はパブリックコメント（意見公募）で国民の意見を広く募り、さらなる議論に生かす考えだ。

離婚後の子育てに関する法制審議会部会が提示した中間試案のポイント

- 原則、共同親権とする案、例外的に共同親権とする案、現行の単独親権のみを維持する案の3案を併記
- 共同親権の場合、身の回りの世話をする監護者に関しては複数の選択肢を列挙
- 親子関係の基本的な考え方を「父母双方が養育に責任を負う」「子の最善の利益を考慮する」と明確化
- 養育費の支払いや親子の面会交流などの取り決めの義務化を提案
- 一部の養子縁組の手続きを容易にする案を提示

共同親権の導入を巡っては、平成23年の民法改正時に衆参両院の法務委員会の付帯決議で「可能性を含めた検討」が明記されたこと



法務省関係者は、今回の中間試案について「あくまでパブリックコメントを募るための案だ」と強調する。神学論争に陥ることなく「子の利益」を軸に論点をどう整理し、「両論併記」を脱することができると期待している。

このため具体的な選択肢は全部で11通りに上った。このほか中間試案では、離婚後の親子の面会交流や養育費の支払いについての案を併記された。

また、ドメスティックバイオレンス（DV）の渦中にある場合などは、共同親権だと「真の合意がでない可能性があり、一切認めるべきではない」という意見も出た。このため、現行の単独親権のみしか認めないとする案も残された。

今回の中間試案では、共同親権を認めた場合でも、身の回りの世話をする「監護者」については父母のいずれか一方を指定する仕組みも提案された。

取り決めに義務化する案や、一部の養子縁組の手続きを容易にする案も提示。ただ、いずれも委員間の意見の隔たりが大きいことから、親権と同様に複数案が併記された。

ある委員は、共同親権は子供からみれば、普段はそばにいない「もう一人の親」に相談する権利になりえるとし、肯定的な見方を示した。別の委員も、離婚後に別居する子供から受難について電話で相談を受け、これをきっかけに元配偶者と話し合いの機会を持ったことで適切な助言ができたとの体験を明かし、原則的に共同親権とすることで、こうしたケースが増えることを期待した。

部会では、共同親権であっても従来通りの単独親権であっても「子供の利益に資するべきだ」という点は委員間で一致していた。ただ、実際にどんな仕組みが最も「子の利益」につながるかという点については、議論百出した。